令和７年９月３日

市政記者クラブ　様

健康福祉局健康部健康増進課
担当：加藤（純）・法月
電話：972-2637

分煙施設を設置する事業者等の募集を開始します

令和２年４月１日施行の名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例に基づき、屋外の分煙対策として、令和２年度より名古屋市分煙施設設置費用等助成事業を実施しております。

このたび、名古屋駅や栄等の市内中心部における受動喫煙や分煙施設整備の状況を踏まえ、市内中心部の整備に注力するため、助成対象エリアを市内全域から重点整備区域のみに変更しました。また、重点整備区域では屋外での施設設置が困難な状況を鑑み、屋内の施設についても対象に追加したうえで、建築資材高騰等も踏まえて助成金額を増額しました。

下記のとおり、令和７年度分煙施設設置費用等助成に係る申請の受付を開始し、分煙施設の設置を希望する事業者等を募集いたします。

※分煙施設：施設の全部の場所を喫煙場所とする一般利用可能な施設

記

助成事業の概要

１．エントリー期間

令和７年９月３日（水）から同年１０月２４日（金）まで

※エントリーの前に事前相談が必要です。

２．対象者

名古屋市内の土地又は建物を所有若しくは使用する者又は団体

３．助成対象施設

市が定める施設構造等の要件を満たした、一般利用可能な下記いずれかの分煙施設

ア）屋内分煙施設：建物内に設置した喫煙室

イ）屋外分煙施設（コンテナ型）：建物の屋外に設置した閉鎖系の構造物

ウ）屋外分煙施設（パーティション型）：建物の屋外に設置した上方が開放された構造物

４．助成対象区域

右図に示す市内の重点整備区域
（名古屋駅、栄、金山、熱田神宮周辺）

５．助成の種類

（１）設置費用助成

分煙施設の設置に係る費用（分煙施設設置工事等に係る経費、付属物の購入・設置等に係る経費、備品の購入経費）

（２）運用費用助成

本事業の助成金により設置した分煙施設の運用に係る費用

６　助成率等

（１）設置費用助成

助成率：１０分の１０

分煙施設の面積	助成上限額
５平方メートル未満	４００万円
５平方メートル以上１０平方メートル未満	６００万円
１０平方メートル以上２０平方メートル未満	８００万円
２０平方メートル以上	１，０００万円

（２）運用費用助成

・設置翌月より最大６０か月

・１か月あたり一律１２万円（最大年間１４４万円）

７．その他

助成の要件等、詳しくは「名古屋市分煙施設設置費用等助成事業」のホームページをごらんください。

(URL: https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000144938.html)

二次元コード